

議案第106号

調布市情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月30日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、審理員による審理手続に関する適用除外の規定を定めるとともに、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市情報公開条例の一部を改正する条例

調布市情報公開条例（平成 11 年調布市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られた電磁的記録」を「電磁的記録（電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されている情報」に改める。

第 6 条第 3 項中「認める」を「認めた」に改める。

第 7 条第 2 号ア中「若しくは」を「又は」に改める。

第 9 条中「認める」を「認めた」に改める。

第 14 条第 1 項中「，第 19 条」を「及び第 19 条の 2」に改め，同条第 3 項中「第 19 条」を「第 19 条の 2 第 1 項」に改める。

第 19 条各号列記以外の部分中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく」を削り，「不服申立て」を「審査請求」に改め，「決定又は」を削り，同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め，同条第 2 号中「公開決定等（公開請求に係る市政情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第 21 条において同じ。）を取り消し，又は変更し，当該不服申立て」を「裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求」に，「場合（当該」を「こととする場合（当該審査請求に係る）」に改め，同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による諮問は，行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第19条を第19条の2とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第19条 公開決定等に係る審査請求(行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をいう。以下同じ。)については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

第20条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

第20条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「に反対意見書」を「について反対意見書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を変更」を「(公開請求に係る市政情報の全部を公開する旨の決定を除く。)」を変更」に改め、「決定又は」を削る。

第22条第1項中「第19条に規定する」を「第19条の2第1項の規定による」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5項中「同様」を「また同様」に改める。

第23条第1項中「認める」を「認めた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「認める」を「認めた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第24条の見出しを「(意見の陳述)」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「,又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる」を「なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第24条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(意見書等の提出)

第24条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

第25条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「諮問実施機関」を「審査会」に、「又は資料の閲覧又は複写」を「若しくは資料又は電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧又は複写（以下「閲覧又は複写」という。）」に、「認める」を「認めた」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「審査会」に改め、「前項の規定による」を削る。

第26条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第27条中「条例」を「章」に改める。

第31条第2項中「前項に定める」を「前項の」に改める。

第32条中「もと」を「基」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の調布市情報公開条例の規定は、市政情報の全部若しくは一部を公開する決定又は全部を公開しない決定で、この条例の施行の日以後の決定に係るものについて適用し、同日前の決定に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定は、市政情報の公開の請求に対する不作為について準用する。この場合において、同項中「全部若しくは一部を公開する決定又は全部を公開しない決定」とあるのは「公開の請求に対する不作為」と、「の決定」

とあるのは「の請求」と読み替えるものとする。